法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ロ中「（同法第十二条第一項（事業計画）に規定する事業計画に係るものに限る。）」を削り、同項第三号ロ中「及び」を「並びに」に、「の規定に基づく業務並びに」を「及び」に改め、同号ヌ及び同項第四号ハ中「（同法第十二条第一項に規定する事業計画に係るものに限る。）」を削り、同条第二項第二号ハ中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第二十四条の二第二項第一号中「株式会社日本政策金融公庫」の下に「、株式会社国際協力銀行」を加える。

第七十三条第二項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　租税特別措置法第五十七条の七第一項（関西国際空港用地整備準備金）

第七十三条第二項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一　租税特別措置法第六十一条の二第一項（農業経営基盤強化準備金）及び第六十一条の三第一項（農用地等を取得した場合の課税の特例）

第七十九条第四号中「又は成田国際空港株式会社」を「、成田国際空港株式会社又は新関西国際空港株式会社」に改める。

第九十六条第四項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

第百十二条第二項中「各事業年度のうち最も古い事業年度」の下に「（当該合併等事業年度が当該内国法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）」を加え、「（当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。）」及び「（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該適格合併の日の属する事業年度開始の日。以下この項において同じ。）」を削り、「期間」は、」を「期間）を」に、「みなして」を「みなし、同条第二項の内国法人の同項に規定する合併等事業年度が設立日（当該内国法人の設立の日をいう。以下この項において同じ。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等九年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該内国法人の事業年度とみなして」に改め、同条第五項第一号中「資産に」を「資産（同日の属する事業年度開始の日を法第六十二条の七第一項に規定する特定適格組織再編成等の日とみなした場合に第百二十三条の八第三項第一号から第五号まで（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産に該当するものを除く。）に」に改め、同条第八項中「「第五十七条第四項第一号の」と」の下に「「同日の属する事業年度開始の日」とあるのは「同日」と、「第百二十三条の八第三項第一号から第五号まで（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）」とあるのは「第百二十三条の八第十三項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）」と」を加える。

第百三十五条第三号中「及び同令附則第二条第三項（適格退職年金契約に関する特例）に規定する資産管理機関に移換する資産」を削る。

第百三十九条の十中「、同法第四十二条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の経営革新設備等に係る法人税額）」、「同法第四十二条の十第五項」及び「、同法第四十二条の十第二項若しくは第三項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「がある場合には、これらの法人税の額から当該金額を控除した金額（同法第四十二条の十三第一項」を「（同法第四十二条の十三第一項後段」に、「の適用がある場合には、同項に規定する法人税額超過額を控除した金額）」を「により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分を除く。以下この条において「税額控除額」という。）がある場合には、これらの法人税の額から当該税額控除額を控除した金額」に改める。

第百四十二条第一項中「、同法第四十二条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の経営革新設備等に係る法人税額）」を削る。

第百四十二条の二第四項中「第十三号まで」を「第十四号まで」に改める。

第百五十五条の十三第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　租税特別措置法第六十八条の五十七第一項（関西国際空港用地整備準備金）

第百五十五条の十三第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八　租税特別措置法第六十八条の六十四第一項（農業経営基盤強化準備金）及び第六十八条の六十五第一項（農用地等を取得した場合の課税の特例）

第百五十五条の二十五第一号中「、同法第六十八条の十四第二項若しくは第三項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「に相当する金額がある場合には、当該相当する金額のうち各連結法人に帰せられる金額を控除した金額」を「を除く。」に改め、同条第二号中「、同法第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の経営革新設備等に係る法人税額）」を削る。

第百五十五条の二十七第四項中「第五号」を「第四号の二」に、「第十号」を「第十一号」に改める。

第百五十五条の二十八第一項中「、同法第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の経営革新設備等に係る法人税額）」を削る。

第百七十三条の次に次の一条を加える。

（更正等により還付すべき所得税額等の充当の順序）

第百七十三条の二　第百五十二条（還付すべき所得税額等の充当の順序）（第百五十五条の四十八（所得税額等の還付手続等）において準用する場合を含む。）の規定は、法第百三十三条第一項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合について準用する。

第百七十四条第三項中「第百五十五条の四十八」を「第百五十五条の四十九」に改め、同条第四項中「第百五十一条の二（還付すべき所得税額等の充当の順序）（第百五十五条の四十七（所得税額等の還付手続等）において準用する場合を含む。）及び「法第百三十三条第一項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）又は」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第七十三条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、第七十九条第四号の改正規定、第百五十五条の十三第二項第四号の次に一号を加える改正規定及び第百五十五条の二十七第四項の改正規定（「第五号」を「第四号の二」に改める部分に限る。）並びに附則第四条の規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（再生計画認可の決定に準ずる事実等に関する経過措置）

第三条　新令第二十四条の二第二項第一号（再生計画認可の決定に準ずる事実等）の規定は、施行日以後に法人税法第二十五条第三項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する事実が生ずる場合について適用する。

（国庫補助金等の範囲に関する経過措置）

第四条　新令第七十九条第四号（国庫補助金等の範囲）の規定は、法人が平成二十四年七月一日以後に交付を受ける同号に掲げる補助金について適用する。